

後期高齢者医療制度

健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に、健康診査を無料で受診できる受診券と歯科医院リストを4月下旬～5月上旬に送付します。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。

※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月から順次送付します。

■健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回

持ち物 受診券、被保険者証

受診場所・申込 指定医療機関

■歯科健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回

持ち物 被保険者証

受診場所 指定歯科医院

いずれも、次の被保険者は対象外となります。

● 病院や診療所に6カ月以上継続して入院している

● 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など、状況が変わった場合は受診券を発行できませんので、問い合わせてください。事前に必ず受診希望の医療機関・歯科医院へ実施状況などを問い合わせてください。人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が人間ドック（公社）日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限る）を受診したときに、費用の一部を助成します。（年度中に1回のみ）

助成上限額 26,000円

必要な物 人間ドックの領収書、検査結果通知書の写し、被保険者証、振込口座（通帳など）、申請書

申請 国保年金課

※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者が記入しない場合は印鑑が必要です。

問合先

● 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06・4790・2031
● 国保年金課

一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)の医療費の窓口負担割合が変わります

75歳以上の人口増加に伴い医療費の増加が見込まれます。後期高齢者の医療費のうち窓口負担分を除いた約4割を負担されている現役世代の負担の上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され医療費の窓口負担割合が見直されました。

令和4年10月1日から、75歳以上の人など（75歳以上の人もしくは65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人で後期高齢者医療の被保険者）で一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

一定以上の所得のある人とは、世帯内の75歳以上の人などのうち住民税課税所得（前年中の所得）が28万円以上の人がいる場合で、かつ、世帯に75歳以上の人がある場合は年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の人です。世帯に75歳以上の人がある場合は同合計が320万円以上の人です。（世帯全員が2割となります）

また、2割負担となる人について施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までとなる配慮措置が高額療養費の一部として実施されます。（入院の医療費は対象外です）対象となる人には事前に高額療養費の振込口座の登録が行えるよう、9月下旬に申請書を送付する予定です。

なお、厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターに問い合わせてください。詳しくは、市担当窓口を設置のリーフレットまたは大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページ（<https://www.koukirengo-osaka.jp>）でご確認ください。

問合先

- 大阪府後期高齢者医療広域連合 お問合せ専用ダイヤル
- 3月31日(木)まで…☎06-7507-2375
- 4月1日(金)以降…☎06-4790-2028
- 厚生労働省コールセンター(☎0120-002-719) [3月31日(木)まで(予定)]
- 国保年金課

